

国語

●社会環境学部（社会環境学科）

(3教科型・2月10日実施分)

(解答：71ページ)

第一問 次の文章を読んで、後の問い合わせ（問1～13）に答えなさい。（設問の都合上、本文の一
部を省略・改変した。）

この問題は著作権の都合により掲載できませんでした。

国語 1

国語 2

問1 傍線部ア～オのカタカナを漢字に直しなさい。

問2 傍線部A「もどる」と同じ意味を持つ語句を、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 従う
② なじむ
③ 基づく
④ 反する
⑤ 納得する

問3

傍線部B「法律における一般的確実性」とあるが、その説明として最も適切なもの、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 法律は前提となる事実が一定の場合には一定の結論が導かれるのであり、物理法則のように、必ず正解がある。
② 企業はどうしても法律に従う必要があるため、弁護士などの専門家の助言に従って、法律を守る必要がある。
③ 法律は人の貴賤を問わず、万人に適用されるのであり、適用される場所や人によってその内容が変わるものではない。
④ 法律には間違いがあつてはならないため、国民の代表による審査が必要であり、日本では国会の議決が必要となる。
⑤ えん罪のように法律が間違つて適用されることを避ける必要があるため、警察などの専門組織によつて運用される。

問4

傍線部C「法律における具体的妥当性」とあるが、その説明として最も適切なもの、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 裁判では勝ち負けが決まるが、法律は個人ではなく国家を守るものであり、敗者に不満が生じても仕方ない。
② 法律には一定のきまりが書かれているが、必ずしも解釈の余地がないわけではなく、状況に沿うように運用される。
③ 法律は犯罪などの事件を解決するものであるから、その内容は個々の場面に合わせたものとなつていて。
④ 法律を適用する際には間違いがあつてはならないため、裁判に一般人が関わることはなく、裁判所によつて慎重に適用される。
⑤ 法律は必ず守らなければならないというものではなく、間違つていると思う場合には無視してもよい。

(我妻栄『法律における理窟と人情』による)

国語 3

国語 4

問5 傍線部D「おのずから」と同じ意味を持つ語句を、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 自然と
- ② 自分から
- ③ 意図的に
- ④ 意識的に
- ⑤ すぐに

問6 傍線部E「一兎を追うもの、一兎を得ることもできない」とあるが、これと同様に動物を使った慣用句とその意味の組み合わせとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 猫の額（愛情表現として頭をこすりつけること）
- ② 犬の遠吠え（騒音を出すなど、うるさくすること）
- ③ 一石二鳥（一つの行為では二つの利益は得られないこと）
- ④ 馬脚を露す（隠していた正体や悪事があらわになること）
- ⑤ 猿も木から落ちる（普段から練習していないと、本番で失敗すること）

問7 傍線部F「一つ例をあげます」とあるが、筆者が例を挙げた理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 講演では起承転結を付けるべきであり、例を挙げることが「起」になるから。
- ② 具体的な事例を通して問題点を明らかにすることで、聴衆が問題意識を持ち易くなるから。
- ③ 法律の話題はつまらないものであり、聴衆の心をつかむために、面白いことを言うべきだから。
- ④ M博士の話を紹介し、なるべく多くの人に警察の実態を知つてもらいたいから。
- ⑤ 建築に関する法律は他の法律と違つて約定定規であり、聴衆に誤解のないようにすべきだから。

問8 傍線部G「まつたく法律というものは約定定規でお話にならん」とあるが、M博士がそういう思いを抱く理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 法律では木造建築物は四十二尺以上は許されないことになっており、警察が屋根のところを三尺切るよう命じて一步も引かないから。
- ② M博士の学校は坂の途中に建つており、法律に合させて三尺土を盛ると自然環境を破壊してしまうから。

③ 警察がそれまではM博士に取り合わなかつたが、警視総監と内務大臣の知人だと知るや急に態度を変えたから。

④ 法律に沿つた解決策として、学校の建つ坂の途中を三尺地盛りして高くすることを警察が提案したから。

⑤ M博士の相談に対して筆者が警察の対応に理解を示し、見方によつては非常に筋の通つた話だと言つてゐるから。

問9 傍線部H「がつかりした」と同じ品詞を含む文として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 彼は試験の結果を見て、がつかりした。
- ② ライオンは大草原を全力で走った。
- ③ 彼は余震を警戒して、荷物を固定した。
- ④ 夏休みの課題図書はとても面白い本だつた。
- ⑤ 家族は動搖しているが、彼女は全く動じない。

問10 傍線部I「ずいぶんと年数がかかります」とあるが、その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 市街地における木造建築物は高さ何尺を限度とすべきかについて、専門家の意見が分かれているから。
- ② 台風などの災害があれば、建築許可の申請が多くなり、その審査に何年も要して、行政の負担が大きくなるから。
- ③ 建物が倒壊した場合、被害者やその遺族は損害賠償を請求することができるが、そういった被害者救済には時間がかかるから。
- ④ 建物にはひょろひょろのものやがつかりしたものなどさまざまあり、倒壊した建物を直すのに時間がかかるから。
- ⑤ 自由放任主義に任せた場合、さまざまな建物が出現する可能性があり、安全性の低い建物はすぐには淘汰されないから。

問11 傍線部J「その目的」の説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① どういう建物を建てるかはその目的や用途によるため、自由放任主義を徹底し、安全性の低い建物を驅逐すること。
- ② どういう建物を建てるかを個人の選択に完全には委ねることなく、建物について一定

のルールを課して、国民の生命と財産を守ること。

③ どういう建物を建てるべきかは状況に応じて異なるため、建築をする者が地質や建築、材料の専門家に依頼できるようにすること。

④ 申請された建物の妥当性を審査するには地質や建築、材料の専門家が必要であり、警察の予算を増やして、建築の許可のスピードを上げること。

⑤ 建築には建てる人のこだわりがあり、その多様性を確保することで、M博士のように、法律に納得できない人を減らすこと。

問12 傍線部K「右のような」とあるが、「よう」の用法が同じものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 試験までに教科書を読むよう勧めた。
- ② 同僚に取引先に折り返すように伝えた。
- ③ 学業に集中するよう説得をした。
- ④ レポートを明日中に提出するように指示した。
- ⑤ 隣の学生のような努力家は少ない。

問13 傍線部L「四十二尺という約子定規はまことにやむをえない」とあるが、筆者がそういう思いを抱く理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 確かに建築の専門家の意見は大事だが、ルールを一律に適用することによって、複雑な社会を規律する必要があるから。
- ② 法律においては理窟が重要であり、個人の事情は無視して、ルールを一律に適用することが必要だから。
- ③ 建築の際に計画を事前に警察に提出して、許可を受ける必要があるとすれば、警察の予算が足りなくなるから。
- ④ 法律においては他の分野の専門知識を参考する必要があるが、こと建築分野においては地質や建築、材料の専門家の意見が分かれているから。
- ⑤ アダム・スミス流の自由放任主義は間違つており、法律は経済学に従うべきではなく、国家は市場に干渉すべきだから。

第二問 次の文章を読んで、後の問い（問1～15）に答えなさい。（設問の都合上、本文の一
部を改變した。）

この問題は著作権の都合により掲載できませんでした。

この問題は著作権の都合により掲載できませんでした。

国語 9

国語 10

問1

傍線部A「私の身体の殆どが、このコンビニの食料でできているのだとと思うと、自分が、この説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。」

- ① 一日の大半を過ごす場がコンビニの店内であるため、そこが最も居心地のよい場所であるかのように錯覚してしまう。

- ② コンビニのパン、おにぎり、ファーストフードを食べ、ペットボトルの水を飲んでばかりいるので、コンビニから離れた生活には適応できないと思い込んでしまう。

- ③ コンビニの雑貨やコーヒーマシンを見慣れてしまったので、それらがない生活はもはや想像できなくなってしまった。

- ④ 三食共にコンビニの商品を買って食べているため、自分があたかも店の要素からできているかのような感じがしてしまって。

- ⑤ ミネラルウォーターをエコパックに入れて持ち帰り、夜まで飲んで過ごしていると、自分の体が溶けてしまうかのようだ。

問2

傍線部B「天気予報は、コンビニにとつてとても大切な情報源だ」とあるが、その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① いつも店では天気予報を確認した上で、売れるものを予想して商品の仕入れや陳列を行つているため、実際の天気が異なつてしまふと、需給のバランスが崩れてしまつて損をすることになるから。
- ② 気温よりも暑く感じられる日にはおにぎりや中華まん、パンに加えて、カウンター フーズのコロッケやミネラルウォーターがよく売れるため、それらが品切れにならないように細心の注意を払わなければならないから。
- ③ バイトリーダーとして信頼がおかれている泉さんにとっても新人のベトナム人のダツ トくんにとつても、店内の空調設備についての知識に乏しく、温度調節を十分にやりき る自信がないから。
- ④ 今のオーナーになってからは、必ず制服の下はシャツとネクタイ姿でいなければならなくなつたため、暑すぎる日には体が汗でびっしょ濡れ切つてしまつて、風邪をひき かねないから。
- ⑤ 新製品で鳴り物入りのマンゴーチョコレートパンを100個売り切るためには、気温 があまり上がりすぎてはならず、かといってコロッケや中華まんが売れてしまうほど寒 くともいけないから。

問3 傍線部C 「さばさばと」であるが、その意味として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 感情をこめて
- ② 熱心に
- ③ しつこくこだわらずに
- ④ 激しく
- ⑤ 事務的に

問4 傍線部D 「今のが「私」を形成しているのはほとんど私のそばにいる人たちだ」とあるが、その組み合わせとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 店長とダットくん
- ② 岡崎くんと雪下くん
- ③ 夜勤の子と岩木くん
- ④ 泉さんと菅原さん
- ⑤ 佐々木さんと古倉さん

問5 傍線部E 「大抵のひとはそうなのではないかと、私は思っている」とあるが、その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 前に菅原さんのバンド仲間がお店に顔を出したときは、女の子たちの服装があまりにも菅原さんに似ているのでおかしかったくらいだったから。
- ② 佐々木さんは泉さんが入ってきてから、「お疲れさまです!」の言い方が泉さんとそつくりになってしまっていたから。
- ③ 泉さんと前の店で仲が良かったという主婦の女性がヘルプに来たときには、使つている化粧品のブランドが泉さんの物と同じように映つたから。
- ④ 菅原さんは声が大きい明るい女の子だったので、他の店員もその雰囲気に圧倒され、はきはきと接客するようになつていたから。
- ⑤ 古倉さんは泉さんの履いている靴の名前やロッカーカーの中のコートのタグを見て参考にしているばかりか、バックルームに置きっぱなしになつていたポーチの中までチェックして真似ようとしたから。

問6 傍線部F 「こうして伝染し合ながら、私たちは人間であることを保ち続けているのだと思う」とあるが、伝染し合っているものとして適切ではないものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 靴
- ② コート
- ③ バッグ
- ④ ストール
- ⑤ ネクタイ

問7 傍線部G 「泉さんは、パックルームでは少し語尾を伸ばしてだるそうに喋る」とあるが、それはどういう状態か。その説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① たちづめで仕事をしたので、疲れている。
- ② 客に聞かれないでの、リラックスしている。
- ③ 表参道の風景を夢想し、記憶をたどっている。
- ④ 古倉さんのすることに対し、警戒している。
- ⑤ 東京の標準語を崩して、悪ふつっている。

問8 傍線部H 「菅原さんの喋り方をトレースし、少し語尾を大人向きに変えた口調で泉さんに答える」とあるが、「私」はなぜこのようなことをしたのか。その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 人の話し方をまねれば、もしも自分に非があつたとしても、責任を他人に転嫁できて、傷つかずにはませられるから。
- ② 二十代の女性の雰囲気を演出すれば、自分もいつまでも若々しさを保つてアルバイト学生に負けないくらいきびきびと働けるから。
- ③ また言葉の語尾だけを大人向きに変えるのは簡単であつて、あまり深く考へる習慣がなくとも結果的には生きていくようと思えるから。
- ④ 周りには自分が派手さのない持ち物を身につけ、年相応に分別をわきまえた語り口をしているようにみせたいから。
- ⑤ 自分の年が泉さんとほぼ同じであることを相手に認識させれば、対等のパートナーとして受け入れてもらえそうな気がしたから。

問9 傍線部I 「私の身体の中に、怒りという感情はほとんどない」とあるが、その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① パック飲料がぜんぜん店頭に並んでいないから。
- ② 店長が今週から夜勤にまわるから。
- ③ 今は新人さんしか従業員がないから。
- ④ 感情の起伏に乏しいので、あまり問題だと思わないから。
- ⑤ 人手不足なのに無断でやめるなど信じられないから。

問12 傍線部L 「自分の中に、「朝」という時間が運ばれてくる感じがする」とあるが、その説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 整列し、朝礼が始まると、今日の目標と注意事項が伝達されるため、自然と緊張感が沸き上がり、ミスが許されないという責任感をかきたてられる感じがする。
- ② 誓いの言葉まで述べていると、ミーティングが長くなってしまうので、せめて接客用語だけでも確認しつつ、今日もコンビニで無事働ける幸せを感じている。
- ③ 身だしなみのチェックをして、「いらっしゃいませ！」と言いながら、ドアの外へ出していく時、夜の眠りから解き放たれたという喜びを真に理解することができる。
- ④ あたかも接客用語を自分自身に対して言っているようであり、朝がもたらす幸せを体内に感じられる。
- ⑤ 外から人が店内に入ってくる際に鳴るチャイム音が、接客業を営む者にとっては聖なる響きに聞こえ、とても好きになれる気がする。

問10 傍線部J 「私は菅原さんの表情を盗み見て、トレーニングのときにそうしたように、顔の同じ場所の筋肉を動かして喋ってみた」とあるが、その理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① トレーニングだと思えば、どんなに理不尽な出来事に出会っても傷つかずにいられるという防衛本能が働くから。
- ② 取り立てて激しい感情はないが、あたかも怒っているかのように演技した方が周囲の店員に共感を巻き起こすような気がしたから。
- ③ 制服のチャックをあげながらこちらへ来た菅原さんと、時計・指輪を外しながら笑った泉さんの雰囲気を盛り立てる必要性を咄嗟に意識させられたから。
- ④ 同じ場所の筋肉ばかりを動かしていると個性的な表情になることをよく知っているので、媚を売るには都合がよいから。
- ⑤ このコンビニでは他の店員たちの表情を真似するのがならわになつていているので、菅原さんがどんな表情でいるかを十分に観察する必要に迫られたから。

問11 傍線部K 「不思議な連帯感」とあるが、それが生じる理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① もっと働くように強要してばかりいる店長は何も現場のことを分かつていないと言わざるを得ないから。
- ② 今後の予定に関して一切相談することなく、勝手に店を辞める人はどう見ても自分勝手としか考えられないから。
- ③ 人手不足の時などに、一生懸命仕事に励まない人がいると、その人への悪口を言うことで共感しようとする意識が働くから。
- ④ 朝礼の際にみんなで揃つて「いらっしゃいませーー」「かしこまりましたーー」「ありがとうございますーー」と唱和していると、一丸となつているかのような気持ちになれることから。
- ⑤ 昼の忙しい時間に床、窓、ドア付近をこまめに掃除する習慣が従業員一同の間で共有されていて、何も言わなくてもきびきびと働けるから。

問14 傍線部N 「いつも回転し続ける、ゆるぎない正常な世界」とあるが、その説明として適切ではないものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 二十四時間営業である。
- ② 店員が商品を自由に食べている。
- ③ 客が自由に品物を選ぶ。
- ④ 商品の補充が行われ続ける。
- ⑤ 店員が交代しながら働く。

問15

この文章の内容に合致するものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 朝は早く来てパックルームで朝食を食べるが、その際には店のミネラルウォーターと廃棄になってしまいそうなパンやサンドイッチをわざわざ選んで買うような私には、店員としての忠実さがよく表れている。
- ② パックルームの大きな画面を注意深くチェックしながら、店内に不審者がないかどうかを確かめないと気が済まない私は、店員としての仕事に加えて、パートホール員のような役割をも店内では担っている。
- ③ 新人のベトナム人にレジ打ちをはじめとする仕事を教えることをいとわない私には、国籍を越えて世界各地の人々と協調しようという精神が宿つており、日本人としての使命感にも富んでいる。
- ④ 店長が走り回っている姿を見ながら、何かあつた時には、パックルームの外へ走っていき、手伝おうと身構えている私には、店長以上にコンビニの仕組みに詳しいという自負が漲つており、そこには果敢で英雄然としたものが感じられる。
- ⑤ 朝はパン、昼はおにぎりとカウンターフーズ、夜はお弁当と三食きっちりコンビニの商品を食べる私は、店の売り上げを少しでも伸ばそうと躍起になっており、売れ残りを恐れる店長の気持ちを最もよく解する人物である。

第三問 次の文章を読んで、後の問い合わせ（問1～11）に答えなさい。（設問の都合上、本文の一
部を改変した。）

「縄張り行動」から立法まで

A そもそも法の起こりは何であつたか。それは、現代でも桜の季節に必ず起る場所取り合戦である。法学者・長尾龍一氏の説明によると、人間と動物の集団生活に共通する法の発端は、縄張りの画定と序列付けであった。縄張りは弱い種が弱肉強食による絶滅を免れることに、そして序列付けは仲間内の破滅的な闘いを防ぎ種の生存能力を増大させることに役立つ本能的な知恵だつた。

しかしこの後、感情や知性を余計にもつ人間だけが独自に法を発展させていった。自然的な序列の中で、権力欲や名譽欲に駆られ反逆したり秩序を乱したりする者に対する応報刑や罰、人の財の所有を確実にする所有権が生み出された。そして、最終的には契約によってそれまでの自然秩序を解体して新秩序を作り、その秩序を維持するためにジンイ的に法律を作る、つまり立法するところにまで至つたのである。

人間が立法という方法を発明してから、法律は自己増殖するものとなつた。なぜなら、立法が政策の道具として利用されるようになつたからである。

政府はまず、市場という、人々が分業を介して協力し合い、自由な契約によって相互に利益を与え合うことができる自生的秩序（誰かが作ったわけではなく、集団生活の中でいつの間にかできあがっていた秩序）に介入しなければならなかつた。なぜなら、市場では油断すると弱肉強食という事態が起こり、それが本来市場のもつ共生共栄という利点を台無しにするからである。政府や議会は市場に発生する弱者を助け、また自由競争がフェアに行われることによって価格が適正になり、共生共栄が保たれるようさまざまな立法を行つてきた。不正競争防止法、独占禁止法、労働者を保護する諸法などである。

また、人々の人権意識が高まるにつれ、かつては「法が入らない」領域とされていた親密圈（家族、夫婦、恋人同士など）や特別な支配―従属関係が認められてきた学校、刑務所などといったところに、それらの場での弱者の人権を守るための法律が制定されたようになつた。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法、児童^イヤクタイ防止の法や条例、ストーカー規制法など）である。こうして近代以降、社会の各領域での弱者救済、人権侵害防止のための経済法、労働法、社会保障法といった法分野が増え、新たな問題が生じる度に法律が増殖するようになつた。

このように、立法による行政の社会への介入には、弱者を救う、社会の不正を匡すといったよい面もあつたことはたしかである。

役人に操られる——「法化」の負の側面

しかし、法の増殖には負の側面もある。欧米では一九七〇年代後半から、政府が社会で発生するさまざまな問題に対して立法によって解決しようとする傾向が強まり、結果として制定法が増殖し訴訟対象が拡大するようになつた。このような現象は特に「法化」と呼ばれ、問題が見られるようになった。

前述したように、国家が社会での不正防止や弱者救済のために立法をもつて介入するということも法化のうちに入るのだが、それは法化の明るい部分である。法化には逆に暗い部分もあり、それが現代ではクローズアップされているのである。

たとえば、憲法で保障されている国民の権利、とくに「健康で文化的な最低限度の生活」を実現しようとする時、その主導権を握るのは当の国民ではない。その実現を可能にするのは生活保護に関する煩瑣な法律や内規、規則などを操る役人である。権利実現にかかわる法律や規則が増殖すると、法適用の専門性や技術性が高まるため、結果として権利保障を求める国民は自らの手で、それらをコントロールすることができない（生活保護の申請では、いわゆる「水際作戦」で厳しい条件を突きつけられ、断念を余儀なくされることもある）。

スマホ契約をする時に、販売員の何が何だかわからない早口の説明を受けていつの間にか知らないアプリを入れたりタブレット契約まで押しつけられるように、役人から難解な法や規則に関する説明をまくし立てられ、結局それを受け容れるしかないのが実情である。このように、法適用において専門性が増し、官僚制化が推進されるため、結局国民自らが法を使って自身の権利を実現することができなくなる、というのが法化の暗い面のひとつである。

奇妙なセクハラ対策

そして法化のもうひとつ暗い面は、日常生活の至るところに法律が浸透することによって、人々のコミュニケーションが法律に縛られ、あげくの果てには私的自治そのものが破壊されてしまうということである。

もちろん、セクハラは確かにあつてはならない。被害者が本気で嫌がっていることを「イヤよやよも……」などと嘯いてしつこく行うようなことは絶対に許されない。しかし、セクハラを未然に防ぐためとはいえ、行為を事細かに規制するマニュアルを日常的に遵守しなければならないのはいかがなものか？ 男性が女性に対して「休みの日は何してるの？」、「顔色悪いけど大丈夫？」と聞いてはならないとか、「ちやん」付けはいけないと。大学でも最近では、異性の学生が教員の研究室を訪れた時には、扉を開け放して廊下から誰でも中の様子が見えるような状態で相談にのらなければならぬといふところもあるようである。

もつと極端な話がある。エレベーターに一人で男性教授が乗つて目的階に向かっていた。途中でエレベーターの扉が開き、女性の学生が一人乗つてきた。するとその男性教授は、そこが

目的階でもないのに即座に降りた。理由は、エレベーターという密室の中でわずかの時間であれ、男性教授と女性学生とが一対一でいるのは危ないことだと見做されるから、というものだった……。

他にもいろんな話があるが、問題にしたいことは、事なきために「李下に冠を正さず」を事細かにマニュアル化して、それを介して人々を行動させるというやり方はコミュニケーションを歪めてしまう上に、やがては一人一人の思考力や判断力を奪ってしまうのではないかということである。そもそもセクハラを起こす人の場合、対人関係に関するその人の根強い偏見や思い込みに原因があるのであって、行動を操ったからといってそれが修正されるものではない。

裁判で破壊された人情

法化が人々のコミュニケーションどころか、それまでの日常生活、コミュニケーションを無残なまでに破壊した事件があつた。

一九七〇年代半ばのことである。ある新興住宅地に、家族ぐるみで仲のよい二家族があつた。A夫妻とその子をA児、B夫妻とその子をB児としておこう。

A児とB児も仲がよく、ある日、A児は大掃除中のB家でB児と遊んでいた。そこにA母が訪ね、A児を買い物に連れて行こうとしたが、A児は遊んでいたいから行かないと答え、B父も我々が見ていくからと、A児の預かりを快く引き受けた。両家ではすでに何度もお互いの子を預けあつていており、A母も気軽に子を預けて出かけた。

一人の子供はB家で遊んでいたが、大掃除の合間に様子を見ていたB母に子供たちは「裏の空き地に行きた」と求めた。B母は一瞬迷つたが、これまで子供たちだけで遊ばせて問題がなかつたため、二人を送り出した。

しばらくするとB児がひとりで戻り、空き地の溜池(なぶけ)にA児が入つたきり帰つてこない。ムネを親に告げた。B父は慌てて近隣の人たちと溜池に入り探索したところ、A児は池底に沈んでおり、救急車で運ばれたがすでに亡くなつていた。

買い物から戻ってきたA夫妻は、B家に預けていた間に我が子が事故死したことを知り嘆き悲しみ、B夫妻を激しく責めた。しかし、B夫妻は謝罪しなかつた。そこでA夫妻は、仲のよかつたB夫妻を相手取つて訴訟を起こした。正確には危険な溜池を放置していたことについての行政及び砂利採集業者の責任と並んで、B夫妻の準委任契約(フリコウ)と不法行為の責任を問う訴訟を起こしたのである。一審判決は一九八三年に出たが、それはB夫妻の不法行為責任のみを認めるものであつた。

この判決が美名で報道された後、勝訴したA夫妻を、想像もつかなかつたような醜い仕打ちが襲つた。事件と裁判を知った日本中の人々からA夫妻に対する激しい攻撃が行わられたので

ある。ひつきりなしにかかるトクメイ電話や送り込まれる多数の手紙、それらは「好意で子を預かってくれた隣人相手に訴訟を起こすとは、あなたはそれでも人間か!」とか、「死んだ子を金もうけの手段にするのか」などといった書賠償請求が認められたことについて「死んだ子を金もうけの手段にするのか」などといった理不尽で無茶苦茶な個人攻撃、人格否定的な内容のものばかりであつた。

A夫妻はこれら激しく執拗な嫌がらせに苦しめられたあげく、訴えを取り下げ、しかも日本中に知られた住所にいられなくなり引っ越し、さらには失職する羽目にまで陥つたのである。

しかし、悲劇はここで終わりではない。A夫妻が攻撃を受けていた間、世間の多くはB夫妻に同情していたのだが、A夫妻が訴えを取り下げる、今度は一転してB夫妻叩きが始まつたのである。このあたりの流れは昨今のSNSでのいわゆる「炎上」に近いものがあるが、いざれにせよこの事故と訴訟をきっかけに、それまで仲良く助け合っていた三家族の関係がズタズタに引き裂かれ、かつそれぞれの当事者たちの人生までもが狂わされてしまつたことはたしかである。

（住吉雅美『あぶない法哲学 常識に盾突く思考のレッスン』による）

問1 傍線部ア～オのカタカナを漢字に直しなさい。

- 問2 傍線部A 「そもそも法の起りは何であったか」とあるが、その問い合わせに対する答えとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。
- ① 法学者・長尾龍一氏の説明によると、人間が集團生活を維持するために、テリトリーや序列をはっきりさせたこと。
 - ② 法学者・長尾龍一氏の説明によると、政府が自由競争を維持するために、市場に介入しなければならなかつたこと。
 - ③ 法学者・長尾龍一氏の説明によると、国家が社会での不正防止や弱者救済のために、刑罰に関する立法を行つたこと。
 - ④ 法学者・長尾龍一氏の説明によると、人間が集團生活を維持するために、人々の間で自由な契約を繰り返し結んだこと。
 - ⑤ 法学者・長尾龍一氏の説明によると、人間がよりよい場所で桜を見るために、場所取り合戦を始めたこと。

問3 傍線部B 「法律は自己増殖するものとなつた」とあるが、その説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 新たな法律が作られる際には、必ず関連する別の法律を作らなければならないとされていることから、法律は次々に増えることとなつた。
- ② 各政党が選挙で勝つために新たな法律を作ることを公約として掲げるため、選挙が行われる度に、新しい法律が作られるようになつた。
- ③ 法律が次々に作られた結果、訴訟対象が拡大するようになり、隣人を訴える事件が頻繁に発生するようになった。
- ④ 資本主義が発達したり、人々の人権意識が高まるようになると、社会の各領域で弱者の保護や不正防止のための立法が行われるようになつた。
- ⑤ 人間が立法という方法を発明するまでは、誰にも法律の作り方がわからなかつたが、現在は簡単に法律を作ることができるようにになつた。

問4 傍線部C 「法の増殖には負の側面もある」とあるが、その説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 法が増えることによって、かつては「法が入らない」領域とされていた親密圏や学校などにおいてさえ、法なしには救済されないようになつてしまつた。
- ② 法が増えることによって、人々が自身の権利を自ら実現することができなくなつただけでなく、コミュニケーションも歪められてしまつた。
- ③ 法が増えることによって、不正防止や弱者救済という名のもと、行政の社会への介入が正当化される結果となつてしまつた。
- ④ 法が増えることによって、市場における自由競争ができなくなり、本来市場のもう共存共榮という利点を台無しにすることになつてしまつた。
- ⑤ 法が増えることによって、憲法で保障されている生活保護の申請ができなくなつてしまつた。

問5 傍線部D 「法化」とあるが、その説明として適切ではないものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 法適用の官僚制化
- ② 自由競争への不介入
- ③ 訴訟対象の拡大
- ④ 立法による介入
- ⑤ 日常生活への法律の浸透

問6 傍線部E 「それら」の示す内容として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 訴訟や裁判所
- ② 不正防止や弱者救済
- ③ 役人や行政
- ④ 法律や規則
- ⑤ 専門性や技術性

問7 傍線部F 「奇妙な」とあるが、筆者がそのように感じる理由として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① セクハラを起こす人の行動操ることよりも、重い刑罰を課すことが対策として求められているから。
- ② エレベーターの中では、男性と女性とが一対一にならないようになることが当然であるから。
- ③ あらゆるセクハラを防ぐために完璧なマニュアルを作成すべきであるにもかかわらず、それが実現していないから。
- ④ 男性が女性に対し、容姿やプライバシーに関する質問をしてはならないという法律はどこにもないから。
- ⑤ セクハラの場合、マニュアルを作つて行動を操つたところで、人々のコミュニケーションを歪めるだけであつて、効果的な対策とは言えないから。

問8 傍線部G 「あげくの果てには私的自治そのものが破壊されてしまう」とあるが、その説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 日常生活の至るところに法律が浸透することによって、法律とは異なるマニュアルに従つて行動することが認められなくなる。
- ② 日常生活の至るところに法律が浸透することによって、国家や地方自治体は必要なくなり、各人による弱者救済をしなくなる。
- ③ 日常生活の至るところに法律が浸透することによって、マニュアル化が進み、やがては一人一人の思考力や判断力を奪つてしまつ。
- ④ 日常生活の至るところに法律が浸透することによって、人々の言語能力が低下し、機械に頼らなければコミュニケーションをとることができなくなる。
- ⑤ 日常生活の至るところに法律が浸透することによって、家族関係が壊れる人が増えてしまい、生活できなくなる人が出てくる。

問9 傍線部H 「李下に冠を正さず」と同じ意味を持つことわざを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 祸を転じて福と為す
- ② 虎穴に入らずんば虎子を得ず
- ③ 瓜田に履を納めず
- ④ 先んずれば人を制す
- ⑤ 井の中の蛙大海を知らず

問10 傍線部I 「この判決」とあるが、その裁判の説明として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 隣人に子を預けて買物に出かけた親が激しく執拗な嫌がらせを受けたことによる苦しみ（精神的被害）を訴えた裁判。
- ② 隣人の子を善意で預かっている間に死亡させてしまい、その子の親が隣人を相手に損害賠償などを求めた裁判。
- ③ 隣人の子を預かっている間に死亡させてしまった夫婦が、行政及び砂利採集業者の責任を問う訴訟を起こした裁判。
- ④ 隣人の子を預かることに躊躇した母親が、預かっている間にその子を死亡させてしまったことを反省して訴えを取り下げた裁判。
- ⑤ 隣人の子を預かっている間に死亡させてしまった夫婦と預けた夫婦が、訴訟を通じて仲良くなつた裁判。

問11 傍線部J 「悲劇」とあるが、その説明として適切ではないものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 判決が実名で報道されたことにより、A夫妻は日本中に住所が知られ、引越しを余儀なくされた。
- ② 日頃から子を預けあうほど良好であった二家族の関係が悪くなり、それまでの日常生活が破壊された。
- ③ 世間から同情されていたB夫妻が、A夫妻の訴え取り下げにより、一転して非難されるようになった。
- ④ 事件や裁判を面白がった人々が、SNSを通じて、それまで仲良く助け合つていた二家族の個人情報を晒した。
- ⑤ A夫妻に対して、事件と裁判を知った日本中の人々から理不尽で人格否定的な嫌がらせが執拗に行われた。